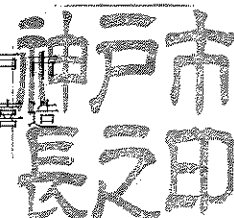




神み技計第 380 号
平成 30 年 2 月 5 日

神戸港港湾審議会
会長 黒田 勝彦 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の軽易な変更について、貴会の意見を求めます。

神戸港港湾審議会第30回計画部会資料

神戸港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

平成30年3月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- ・ 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 小型船だまり計画	3
港湾の環境の整備及び保全	5
1 港湾環境整備施設計画	5
土地造成及び土地利用計画	6
1 土地利用計画	6

変更理由

1. 利用形態の変化に対応し、新たな産業用地を創出するため、兵庫ふ頭地区において、公共埠頭計画、土地利用計画を変更する。
2. 海上アクセスの利便性向上を図るため、神戸空港地区において、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
3. 既設の係留施設の老朽化に伴い、利便性向上を図るため、西部工区地区において、小型船だまり計画を変更する。
4. 小型船の集約化を図るため、兵庫運河地区において、小型船だまり計画を追加し、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 兵庫ふ頭地区

利用形態の変化に対応し、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

埠頭用地 11ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

[既設の変更計画]

〔 既設
埠頭用地 20ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地） 〕

2 小型船だまり計画

2-1 神戸空港地区

海上アクセスの利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

神戸空港船だまり

防波堤（波除） 延長 280 m [既定計画]

物揚場 水深 4 m 延長 642 m [既設]

小型栈橋 1 基 [既設]

埠頭用地 2 ha [既設の変更計画]

既設

物揚場 水深 4 m 延長 642 m

小型栈橋 1 基

埠頭用地 3 ha

既定計画

防波堤（波除） 延長 280 m

2-2 西部工区地区

既設の係留施設の老朽化に伴い、利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

長田港船だまり

船揚場 延長 115 m [既設の変更計画]

小型栈橋 8 基 [新規計画]

既設

船揚場 延長 185 m

2-3 兵庫運河地区

小型船の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

苅藻島運河西船だまり

物揚場 水深3m 延長290m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

神戸空港地区における港湾環境整備施設について、土地利用形態の変化に対応するため、以下の施設を廃止する。

〔	既設	〕
	神戸空港地区 緑地 1 h a	

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

港湾施設の計画の変更に対応するとともに、土地利用形態の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位:ha)

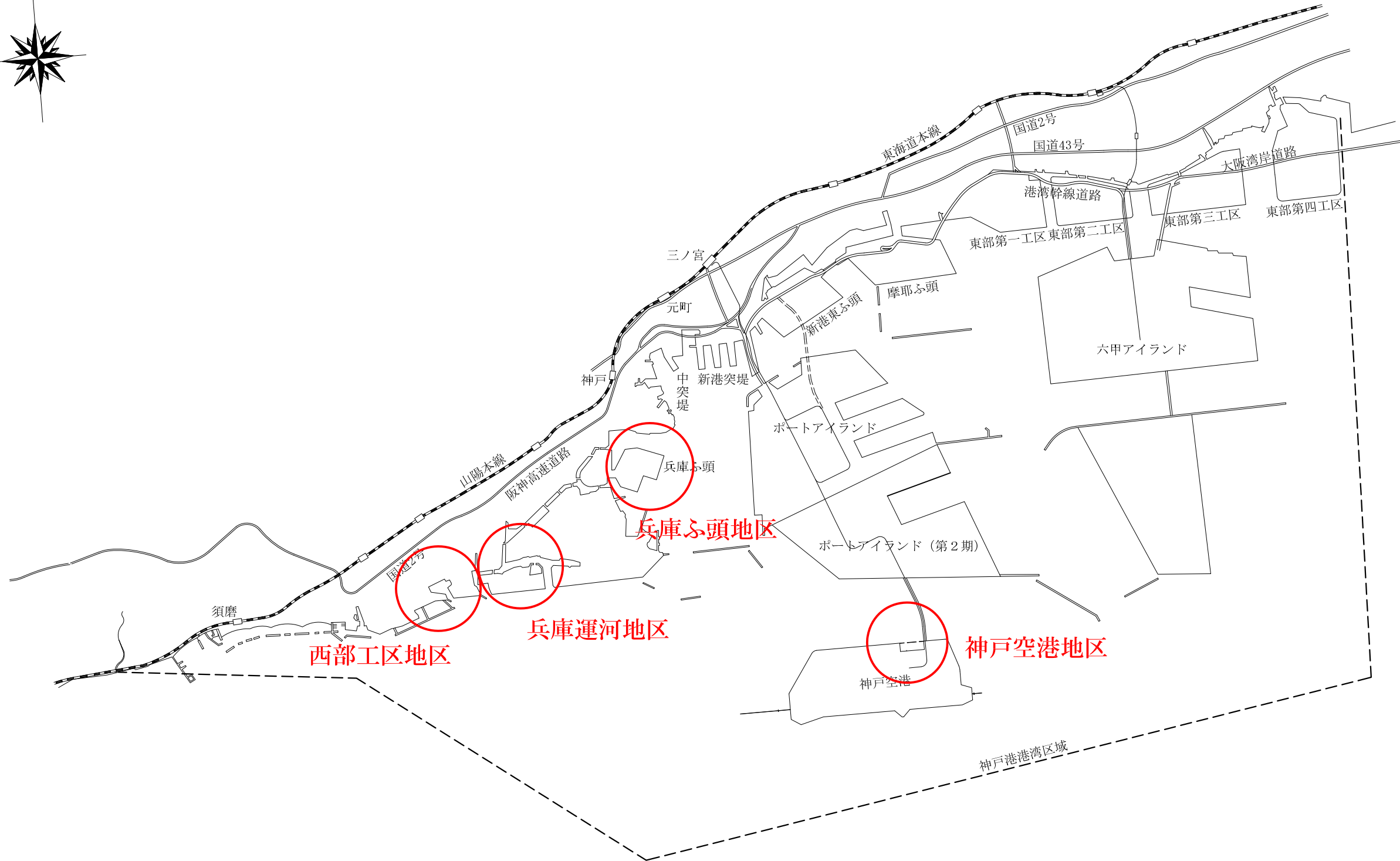
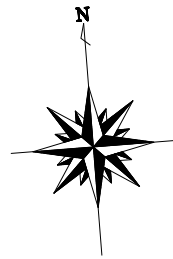
地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	交流厚生地	工業用地	都市機能地	交通機能地	緑地	合計
神戸空港地区	(4) 4	(9) 9		(16) 16	14	(7) 214	(8) 16	(44) 272
兵庫運河地区	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(52) 52			(2) 2	(58) 58
兵庫ふ頭地区	(14) 14	(39) 39		(47) 47	9		(1) 1	(101) 109
合計	(20) 20	(48) 48	(2) 2	(115) 115	22	(7) 214	(11) 19	(203) 439

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所

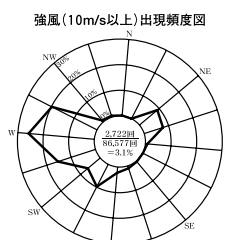
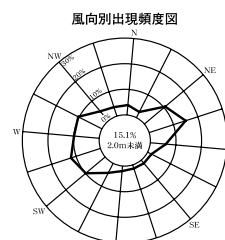
神戸港港湾計画図

神戸港港湾計画図

兵庫ふ頭地区



凡 例	
	外郭施設 (既 設)
	公共岸壁 (既 設)
	耐震強化岸壁 (既 設)
	公共物資補給岸壁 (既 設)
	公共物揚場 (既 設)
	公共船揚場 (既 設)
	専用岸壁 (既 設)
	ドルフィン (既 設)
	小型さん橋 (既設及び工事中)
	埠頭用地 (既 設)
	緑 地 (既設及び工事中)
	(既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設及び工事中)
	その他の用地 (既 設)
	(今回計画)
	撤 去
	海岸保全ライン (参考)

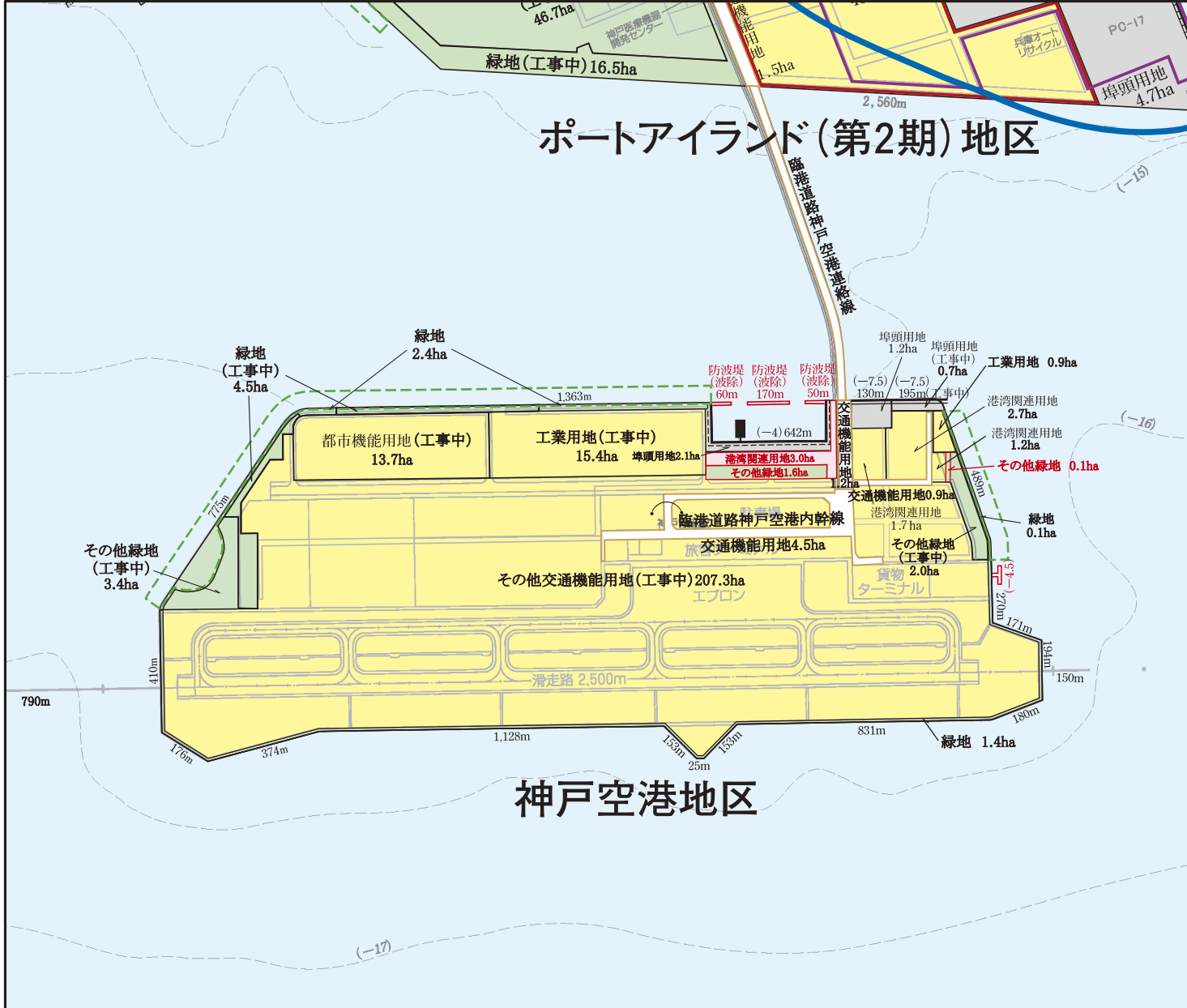


注) 観測測回数 86,577回
10m以上出現回数 2,722回
出現率 3.13%
(観測期間:1987年4月~1988年3月、
交換期間:1995年4月~1996年3月)

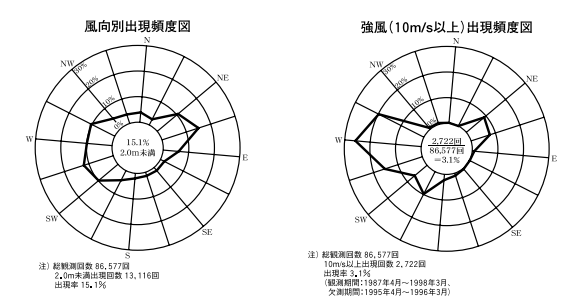
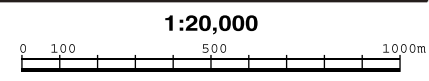
1:20,000
0 100 500 1000m

神戸港港湾計画図

神戸空港地区

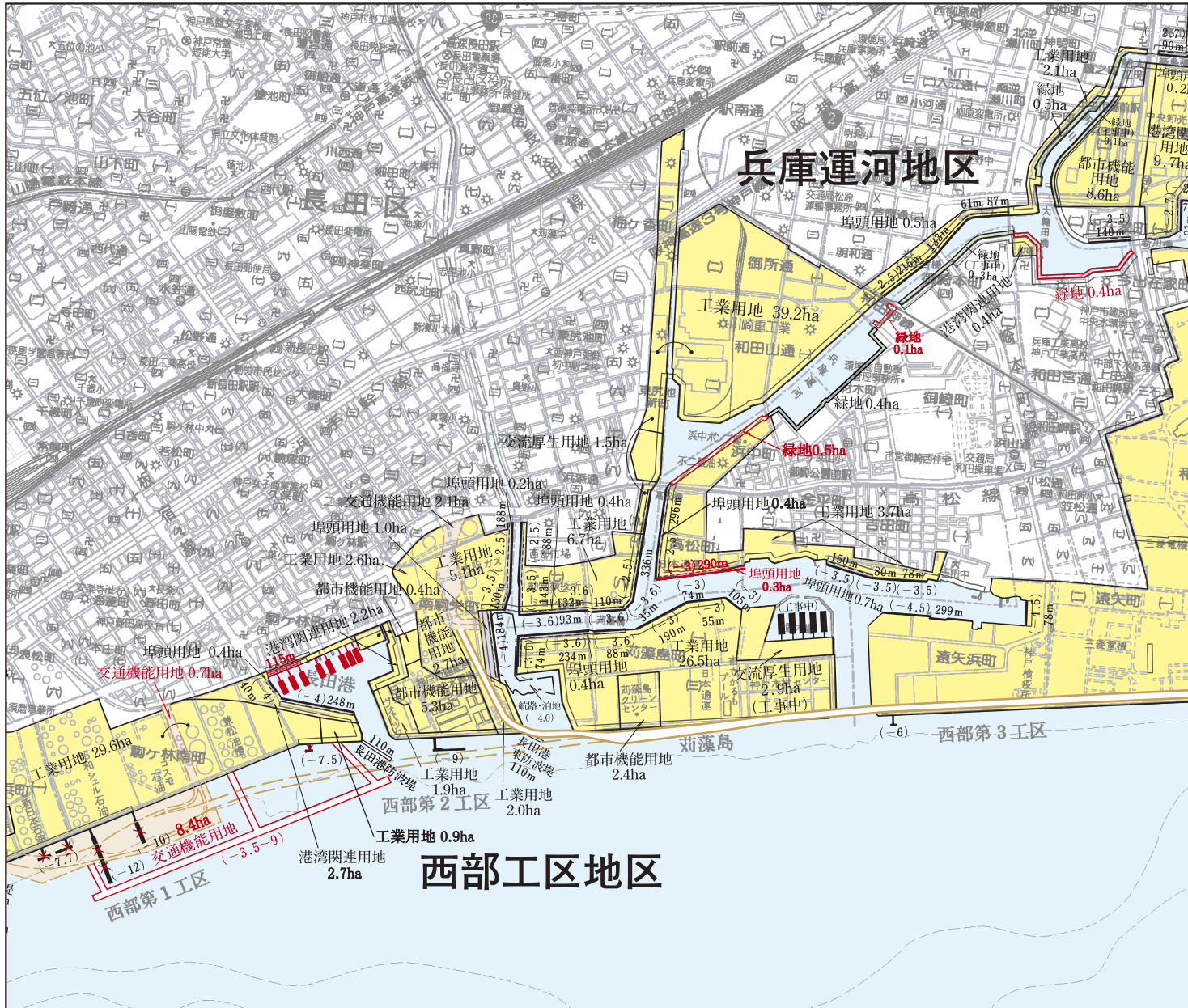


凡		例
	外郭施設	(既定計画)
	公共岸壁	(既設及び工事中)
	公共物揚場	(既設)
	ドルフィン	(既定計画)
	小型さん橋	(既設)
	埠頭用地	(既設及び工事中)
	緑地	(既設及び工事中)
	緑地	(既定計画及び今回計画)
	緑地(その他緑地)	(既定計画及び今回計画)
	交通機能用地	(既設)
	その他の用地	(既設)
	その他の用地	(今回計画)
	自然的環境を整備又は保全する区域	

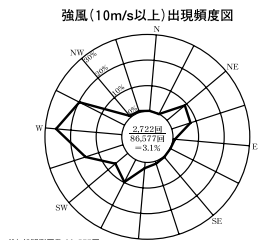
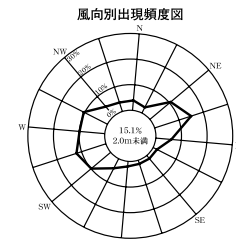


神戸港港湾計画図

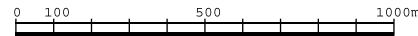
西部工区地区・兵庫運河地区



凡		例
	外郭施設	(既定計画)
	公共物揚場	(既設)
	公共物揚場	(今回計画)
	公共船揚場	(既設)
	公共船揚場	(今回計画)
	専用岸壁	(既設)
	ドルフィン	(既設)
	小型さん橋	(既設及び工事中)
	小型さん橋	(今回計画)
	埠頭用地	(既設)
	埠頭用地	(今回計画)
	緑地	(既設及び工事中)
		(既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既設及び工事中)
	交通機能用地 (その他道路)	(既定計画)
	その他の用地	(既設及び工事中)
	撤去	
	海岸保全ライン	(参考)



1:20,000



注) 観測測回数 86,577回
10m/s以上出現回数 2,722回
出現率 3.1%
出典年 15,1%
(観測期間: 1987年4月~1998年3月、
文庫期間: 1995年4月~1996年3月)

注) 観測測回数 86,577回
10m/s以上出現回数 2,722回
出現率 3.1%
(観測期間: 1987年4月~1998年3月、
文庫期間: 1995年4月~1996年3月)

神戸港港湾審議会第30回計画部会資料

神戸港港湾計画資料(案)

— 軽易な変更 —

平成30年3月

神戸港港湾管理者
神戸市

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
2-2 小型船だまり計画	3
3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	13
3-1 港湾環境整備施設計画	13
4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	14
4-1 土地利用計画	14
5. 環境の保全に関する資料	15
6. その他の資料	16
6-1 関係機関との調整	16
6-2 地方港湾審議会委員名簿	17

1. 変更理由

- (1) 利用形態の変化に対応し、新たな産業用地を創出するため、兵庫ふ頭地区において、公共埠頭計画、土地利用計画を変更する。
- (2) 海上アクセスの利便性向上を図るため、神戸空港地区において、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
- (3) 既設の係留施設の老朽化に伴い、利便性向上を図るため、西部工区地区において、小型船だまり計画を変更する。
- (4) 小型船の集約化を図るため、兵庫運河地区において、小型船だまり計画を追加し、土地利用計画を変更する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 公共埠頭計画

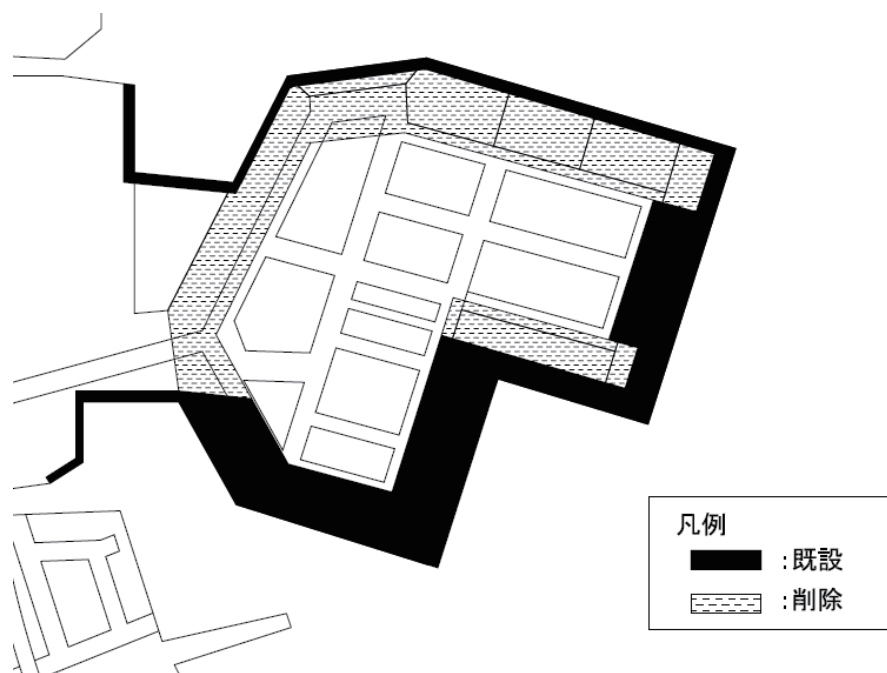
兵庫ふ頭地区において、利用形態の変化に対応し、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画を以下のとおり変更する。

表 2-1-1 公共埠頭計画

地 区	種 類	面 積 (ha)	備 考
兵庫ふ頭地区	埠頭用地(荷さばき施設用地 及び保管施設用地)	11.1 〔19.9〕	既設の 計画変更

注1) 〔 〕内は既設である。

注2) 今回変更に係る施設についてのみ記述した。



注) 今回変更に係る施設についてのみ記載

図 2-1-1 兵庫ふ頭地区 公共埠頭計画埠頭用地位置図

2-2 小型船だまり計画

(1) 概要

小型船だまり計画を、神戸空港地区、西部工区地区、兵庫運河地区において以下のとおり変更する。

- ① 神戸空港地区において、海上アクセスの利便性向上を図るため、小型船だまり計画を変更する。
- ② 西部工区地区において、既設の係留施設の老朽化に伴い、利便性向上を図るため、小型船だまり計画を変更する。
- ③ 兵庫運河地区において、小型船の集約化を図るため、小型船だまりを計画する。

表 2-2-1 小型船だまり計画

地 区	名 称	対 象 船 舶	施 設 内 容	備 考
神戸空港地区	神戸空港船だまり	旅客船(3隻) 官公庁船(6隻) ポートセールス船(13隻)	防波堤(波除) 280m	既定計画
			物揚場(-40m) 642m	既 設
			小 型 棧 橋 1基	既 設
			埠 頭 用 地 2.1ha [2.8ha]	既 設 の 変 更 計 画
西部工区地区	長 田 港 船 だ ま り	漁船(41隻)	船 揚 場 115m [185m]	既 設 の 変 更 計 画
			小 型 棧 橋 8基	新 規 計 画
兵庫運河地区	苅藻島運河西船だまり	漁船(40隻)	物揚場(-30m) 290m	新 規 計 画
			埠 頭 用 地 0.3ha	新 規 計 画

注) []内は既設及び既定計画である。

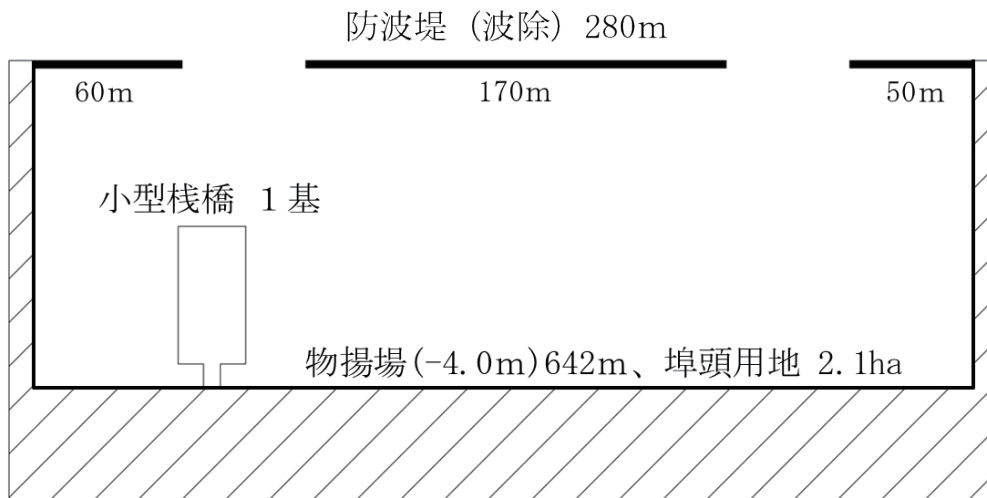


図 2-2-1 神戸空港地区 小型船だまり計画

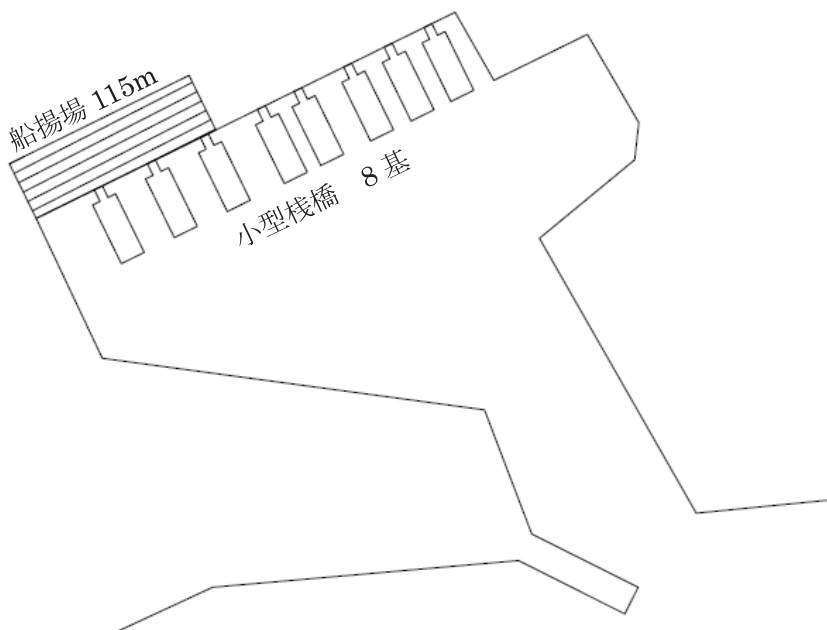


図 2-2-2 西部工区地区 小型船だまり計画

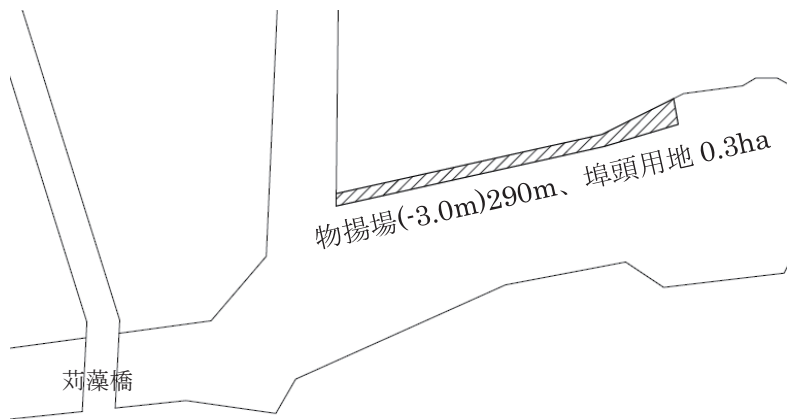


図 2-2-3 兵庫運河地区 小型船だまり計画

(2) 静穏度の検討

西部工区地区に新たに小型栈橋を計画する長田港及び兵庫運河地区に新たに物揚場を計画する苅藻島運河における静穏度は次に示すとおりである。

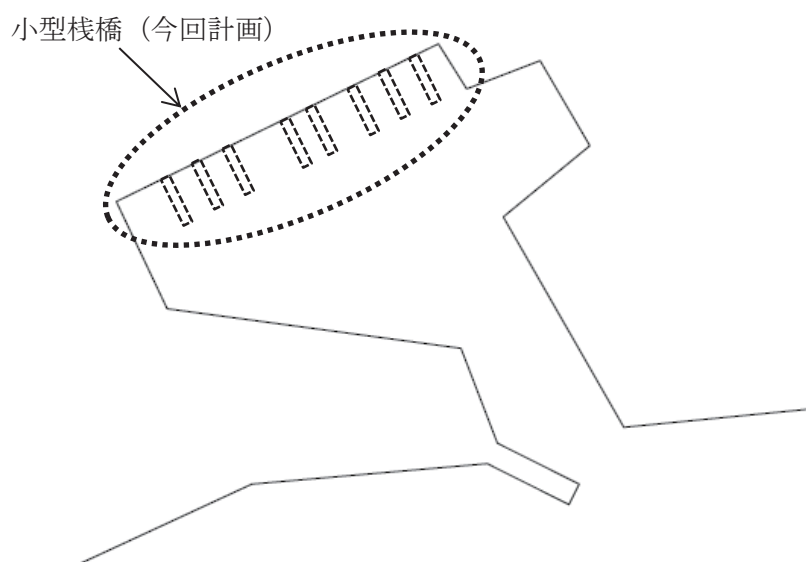


図 2-2-4 今回計画する長田港の小型栈橋位置図

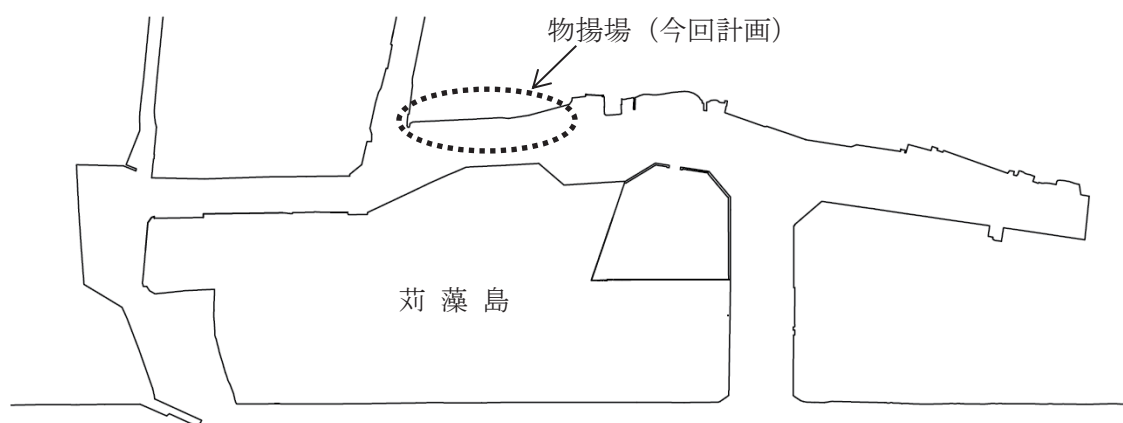


図 2-2-5 今回計画する苅藻島運河の物揚場位置図

1) 静穏度の目標値

静穏度の目標値は、表 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-2 西部工区地区・兵庫運河地区の静穏度の目標値

区 分	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m	97.5%
異常時	0.5m	—

表 2-2-3 西部工区地区・兵庫運河地区の波高別の波高発生度数頻度
(通年)

波高階級	上段: 波高発生度数(回)																合計
	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	
~0.5m	3195 7.3	2222 5.1	4363 10.0	1964 4.5	1047 2.4	951 2.2	690 1.6	825 1.9	1480 3.4	1975 4.5	2047 4.7	3199 7.3	3958 9.0	3419 7.8	3955 9.0	5240 12.0	40530 92.4
0.5m~ 1.0m	4 0.0	27 0.1	707 1.6	131 0.3	10 0.0	9 0.0	23 0.1	152 0.3	533 1.2	406 0.9	266 0.6	699 1.6	204 0.5	3 0.0	3 0.0	1 0.0	3178 7.2
1.0m~ 1.5m			7 0.0	1 0.0	1 0.0	3 0.0	6 0.0	30 0.1	36 0.1	7 0.0	26 0.1	18 0.0					135 0.3
1.5m~ 2.0m								1 0.0	2 0.0		1 0.0						4 0.0
2.0m~ 2.5m													1 0.0				1 0.0
2.5m~ 3.0m																	
3.0m~																	
合計	3199 7.3	2249 5.1	5077 11.6	2096 4.8	1058 2.4	963 2.2	719 1.6	1008 2.3	2051 4.7	2388 5.4	2340 5.3	3916 8.9	4163 9.5	3422 7.8	3958 9.0	5241 12.0	43848 100.0

表 2-2-4 西部工区地区・兵庫運河地区の波向別の沖波条件 (異常時)

波 向	波高 (m)	周期 (s)
ESE	1.72	5.3
SE	2.66	6.6
SSE	3.34	7.3
S	4.29	8.1
SSW	4.59	8.6
SW	4.26	8.3

2) 通常時における静穏度

今回計画における施設前面での波高 30cm 以下の出現率は表 2-2-5 のとおりであり、静穏度の目標値 (97.5%) を満足している。

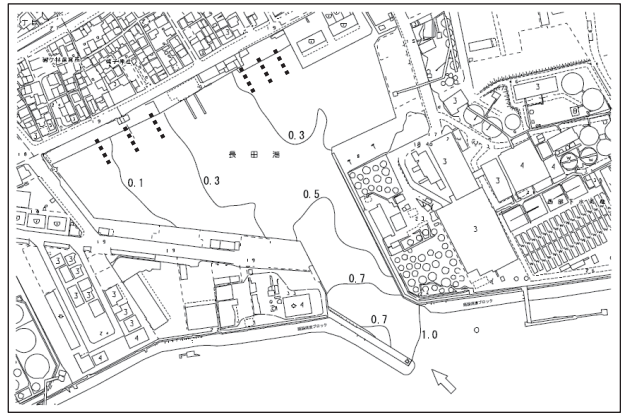
図 2-2-6、図 2-2-7 に通常時の等波高比線図を示す。

表 2-2-5 通常時の稼働率

対象施設	西部工区地区 長田港小型棧橋	兵庫運河地区 苅藻島運河内物揚場
目標波高(m)	0.3	0.3
稼働率(%)	99.9	100.0



ESE 方向



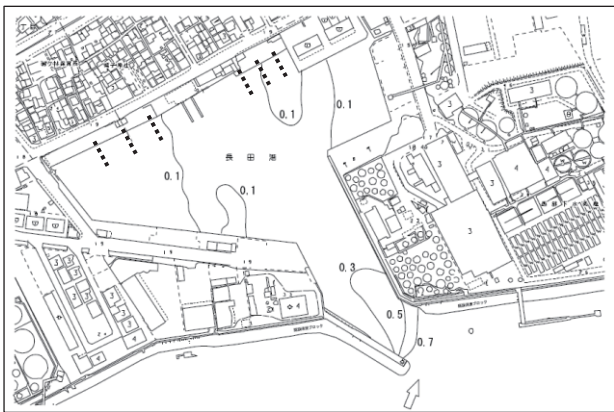
SE 方向



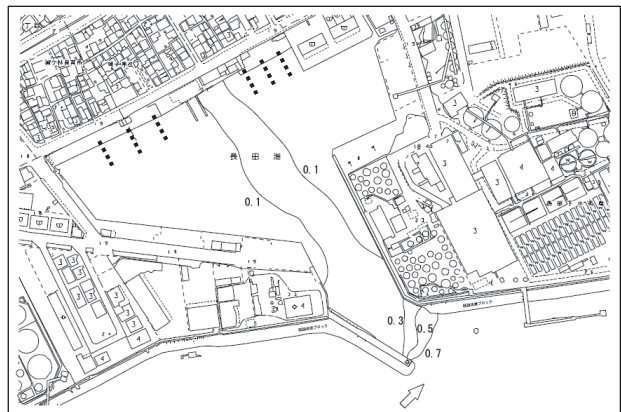
SSE 方向



S 方向

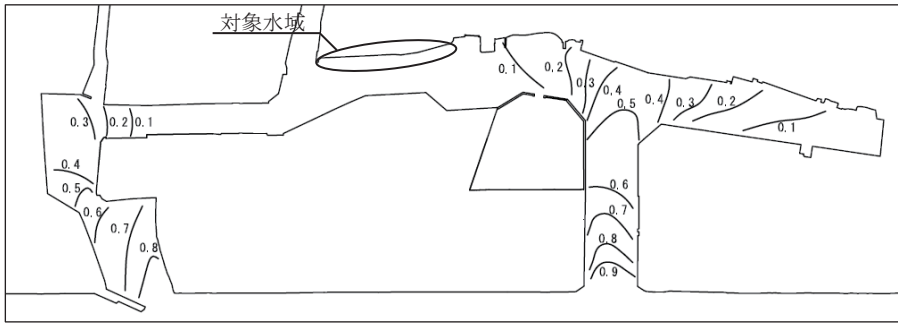


SSW 方向

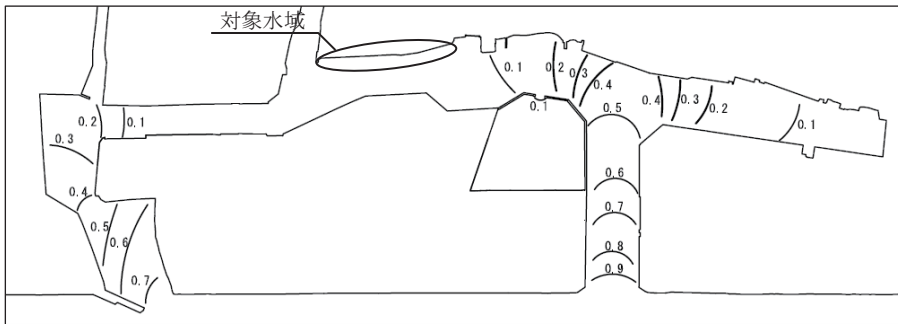


SW 方向

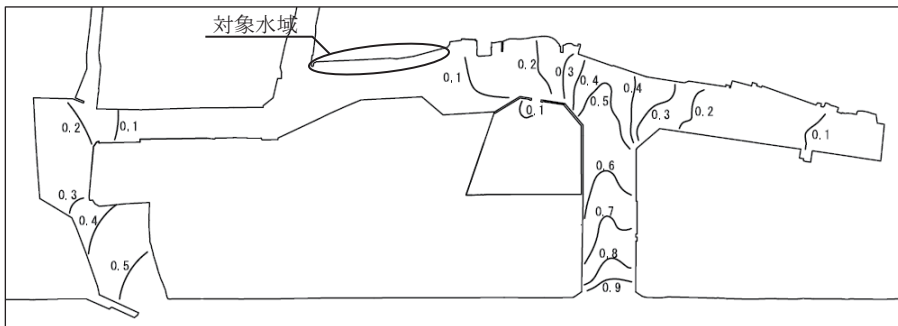
図 2-2-6 通常時の等波高比線図
(西部工区地区 長田港小型棧橋)



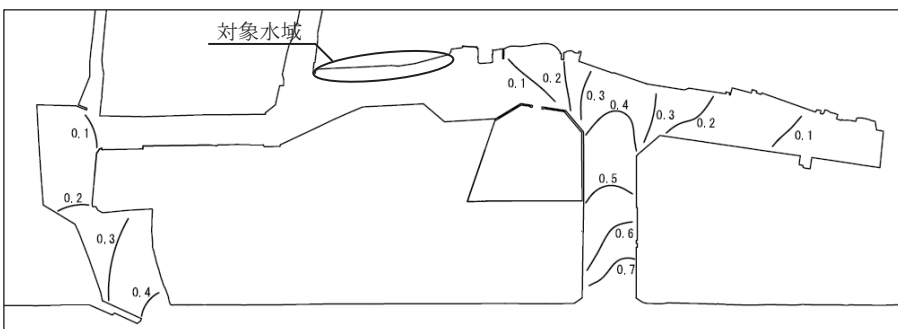
SSE 方向



S 方向



SSW 方向



SW 方向

図 2-2-7 通常時の等波高比線図
(兵庫運河地区 苅藻島運河内物揚場)

3) 異常時における静穏度

西部工区地区の長田港小型栈橋前面（既設2基、新設6基）における波高は、図2-2-8に示すように広範囲で50cm以下となっており、概ね静穏度は確保されている。ただし、栈橋の一部で50cmを超える箇所に係留する小型船は、これまでと同様、静穏性が保たれている近隣水域へ退避する。



SSE 方向



S 方向

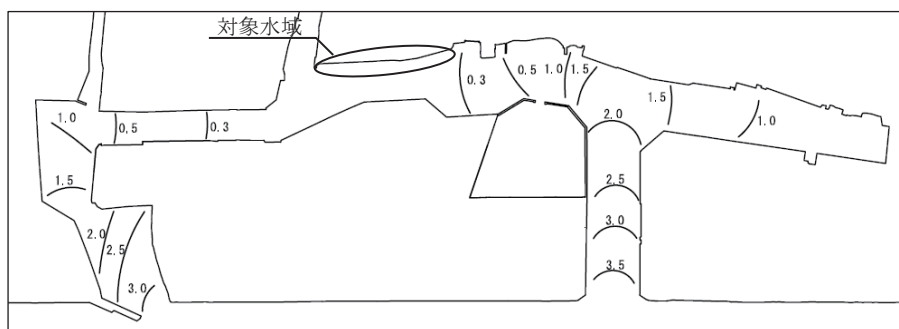


SSW 方向

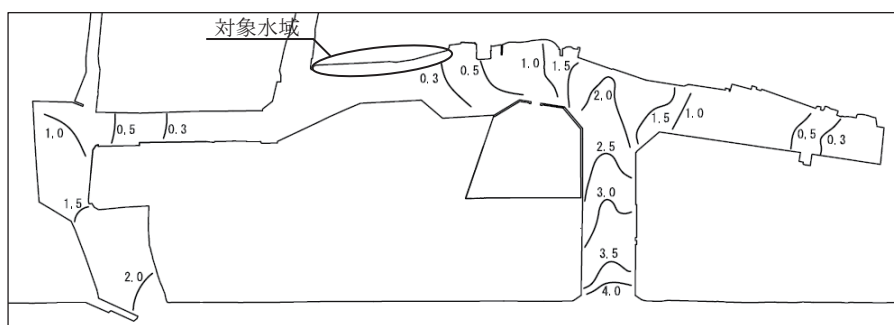
図2-2-8 異常時の等波高線図
(西部工区地区 長田港小型栈橋)

兵庫運河地区の今回計画の苅藻島運河内物揚場前面における波高は0.5m以下で、静穏度の目標値を満足している。

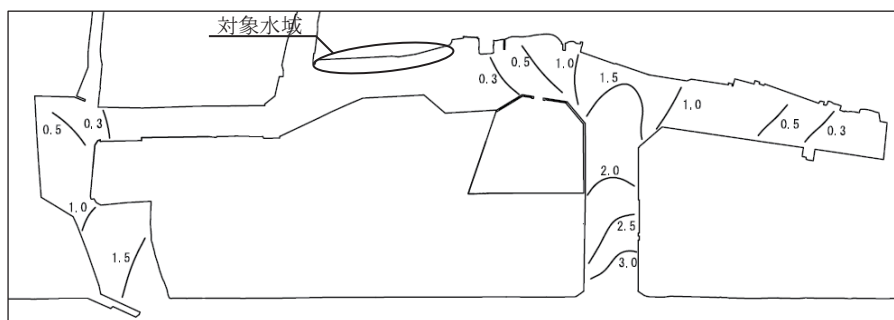
図 2-2-9 に異常時の波高分布図を示す。



S 方向



SSW 方向



SW 方向

図 2-2-9 異常時の等波高線図
(兵庫運河地区 苅藻島運河内物揚場)

3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

3-1 港湾環境整備施設計画

(1) 神戸空港地区において、土地利用形態の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画を変更する。

表 3-1-1 港湾環境整備施設計画

地 区	番 号	名 称	面積(ha)	種 類	備 考
神戸空港地区	1	西 緑 地	6.9	親 水 緑 地	既 設 (工事中を含む)
	2	中 央 緑 地	0.6	シ ン ボ ル 緑 地	今 回 計 画 (廃止)
	3	東 緑 地	0.1	修 景 ・ 休 憩 緑 地	既 設 (工事中を含む)
	4	南 緑 地	1.4	緩 衝 緑 地	既 設

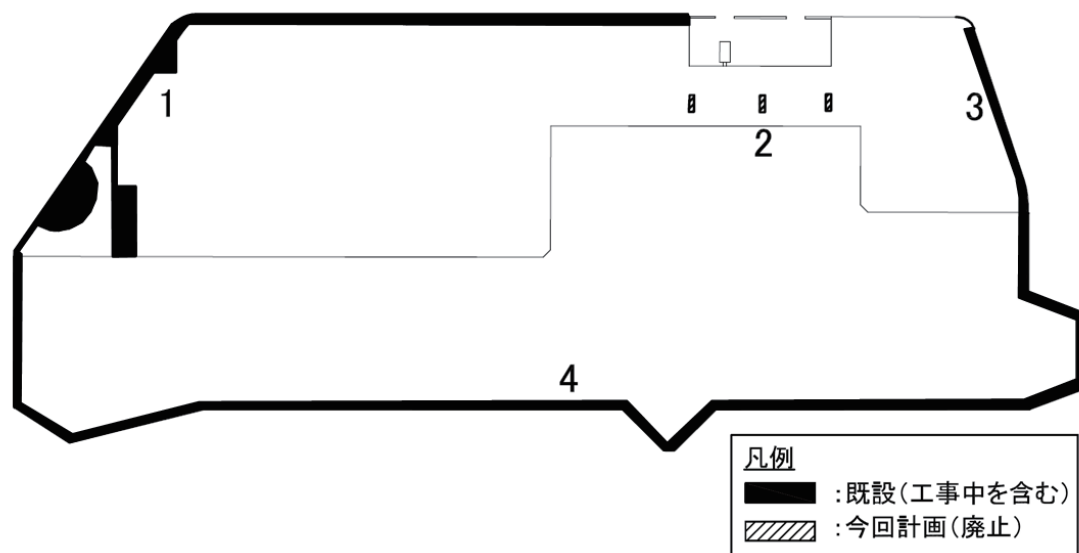


図 3-1-1 神戸空港地区緑地位置図

4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

4-1. 土地利用計画

港湾施設の計画の変更に対応するとともに、土地利用形態の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

表 4-1-1 変更後の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 地	工業用地	都市機能 地	交通機能 地	緑地	合計
神戸空港 地区	(4.0) 4.0	(8.6) 8.6		(16.3) 16.3		(6.6) 213.9	(8.4) 15.5	(43.9) 272.0
兵庫運河 地区	(2.3) 2.3	(0.4) 0.4	(1.5) 1.5	(51.7) 51.7			(2.2) 2.2	(58.1) 58.1
兵庫ふ頭 地区	(13.5) 13.5	(39.1) 39.1		(47.2) 47.2			(0.8) 0.8	(100.6) 109.2
合計	(19.8) 19.8	(48.1) 48.1	(1.5) 1.5	(115.2) 115.2		(6.6) 213.9	(11.4) 18.5	(202.6) 439.3

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表 4-1-2 変更前の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 地	工業用地	都市機能 地	交通機能 地	緑地	合計
神戸空港 地区	(4.7) 4.7	(5.6) 5.6		(16.3) 16.3		(7.2) 215.7	(9.0) 16.0	(42.8) 272.0
兵庫運河 地区	(2.0) 2.0	(0.4) 0.4	(1.5) 1.5	(51.7) 51.7			(2.2) 2.2	(57.8) 57.8
兵庫ふ頭 地区	(22.3) 22.3	(30.3) 30.3		(47.2) 47.2			(0.8) 0.8	(100.6) 109.2
合計	(29.0) 29.0	(36.3) 36.3	(1.5) 1.5	(115.2) 115.2		(7.2) 215.7	(12.0) 19.0	(201.2) 439.0

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

5. 環境の保全に関する資料

兵庫ふ頭地区について、荷さばき等を行う土地から港湾貨物等を保管する施設立地等に供する土地利用へ変更するが、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

神戸空港地区について、今回の計画変更により、海上アクセスの利便性向上に資する施設の立地が可能となるが、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

西部工区地区及び兵庫運河地区については、今回の計画変更による環境への影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制の下、環境に与える影響を小さくするよう慎重に行うものとする。

6. その他の資料

6-1 関係機関との調整

関係機関との調整結果を巻末に添付する。

6-2 地方港湾審議会委員名簿

神戸港港湾審議会 計画部会委員名簿

順不同

区 分	氏 名	役職名	備考
部会長	竹 林 幹 雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
委 員	井 上 欣 三	神戸大学名誉教授	
	川 島 毅	一般財団法人沿岸技術研究センター顧問	
	金 子 彰	東洋大学国際共生社会研究センター客員研究員	
	守 屋 隆 司	神戸市会議員	
	向 井 道 尋	神戸市会議員	
	内 藤 忠 顕	日本郵船株式会社 代表取締役社長	
	鴨 頭 明 人	全日本海員組合関西地方支部長	
	池 田 豊 人	近畿地方整備局長	
	神 原 昌 彦	阪神港長	

関係機関との調整



環環自第 1176 号

平成 30 年 3 月 14 日

みなと総局長 吉井 真 様

環境局長 広瀬 朋義



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

平成 30 年 3 月 6 日付み技計第 445 号-2 にて協議のありました標記の件につきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

特に意見なし



五神航第183号

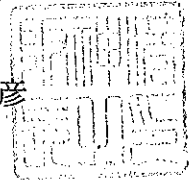
平成30年3月14日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造 殿

阪神港長

神原 昌彦



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

平成30年3月8日付け、神み技計第445号により協議のあった
標記については、船舶交通の安全上支障ありません。